

北海道中標津農業高等学校

いじめ防止対策基本方針

2013. 06. 30－施行
2014. 04. 01－改訂
2015. 04. 01－改訂
2017. 10. 02－改訂
2020. 04. 23－改訂
2022. 12. 01－改訂
2024. 03. 18－改訂
2026. 04. 16－改訂

1 目的

生徒がいじめのない安心した学校生活を送れるように、学校、保護者、各関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めることを目的とする。

2 重点

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、全教職員が一丸となり組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人との交流を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に取り組む。
- (3) 保護者や地域、外部関係機関との連携を図り、いじめ防止に取り組む。
- (4) いじめ防止の啓発活動や体制づくり整備とその充実に取り組む。

3 いじめ防止対策委員会の構成

校 長	教 頭	教務部長	生徒指導部長
保健部長	養護教諭	保健部教諭	各関係機関（警察・医師等）
スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	等	

*必要に応じて、関係職員を参加させる。

4 いじめ防止対策委員会の業務

- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (2) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (3) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめに係る定例会（生徒理解会議）を月1回開催するとともに、いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (5) いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- (6) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (7) いじめ防止対策基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- (8) 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- (9) 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- (10) 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- (11) 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「いじめ防止対策委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民らも容易に認識されると取組を行う役割

5 年間計画

月	実施事項	内容および実施上の留意事項
4	・生徒理解会議	・本方針の内容を、生徒や保護者、地域住民に周知 ※学校ホームページへの掲載、入学式・始業式等で配付・説明等
5	・生徒理解会議 ・第1回アンケート調査 ・いじめ問題への取組調査①	・いじめの共通認識及び教育相談に関すること ・いじめに関する生徒からの聞き取り調査 ・いじめ問題への取組状況の調査（局報告）
6	・生徒理解会議 ・第1回アンケート集計・報告 ・いじめ問題への対応調査①	・いじめに関するアンケート集計・報告（局報告） ・いじめ問題への対応状況の調査（局報告）
7	・生徒理解会議	・学校評議員会(前期)
8	・生徒理解会議	
9	・生徒理解会議 ・いじめ問題への対応調査② ・学校評価（前期）	・いじめ問題への対応状況の調査（局報告） ・保護者、教職員、学校評価（前期）の集計
10	・生徒理解会議 ・第2回アンケート調査	・いじめに関する生徒からの聞き取り調査
11	・生徒理解会議 ・第2回アンケート集計・報告 ・いじめ問題への取組調査② ・いじめ問題への対応調査③	・いじめに関するアンケート集計・報告（局報告） ・いじめ問題への取組状況の調査（局報告） ・いじめ問題への対応状況調査（局報告）
12	・生徒理解会議	
1	・生徒理解会議 ・第3回アンケート調査	・いじめに関する生徒からの聞き取り調査
2	・生徒理解会議 ・第3回アンケート集計・報告 ・学校評価（後期） ・年度末反省	・いじめに関するアンケート集計・報告（局報告） ・保護者、教職員学校評価（後期）集計 ・1年間のまとめ・反省
3	・生徒理解会議 ・基本方針の点検・見直し	・次年度計画 ・学校評議員会(年度末)

6 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員として

の自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくことができる。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動や様子を把握し、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証するなどして、どのような改善を行うのか、どのような取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

- 生徒は、いかなる理由があっても「いじめ」を行ってはならない。
また、いじめを認識しながら傍観したり放置したりしてはならない。
- 全教職員が「いじめ」の未然防止と早期発見に努める。
- 学校、家庭、地域、行政(中標津町教育委員会)、その他関係機関相互の連携・協力の下、社会全体で「いじめ問題」を克服する。

(1) いじめの理解

ア いじめの定義 (いじめ調査を行う際の判断基準)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象と児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

- ・ポイント1：いじめには、多様な態様があることに鑑み、報告の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があること。
- ・ポイント2：「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すこと。
- ・ポイント3：物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

イ いじめに対する基本的な考え方(認識)

- ・「いじめを許さない」という意識を生徒の中に浸透させる。
- ・いじめは、「どの生徒にも、どの学校にも」起こりえる身近な問題である。
- ・日常からいじめの「未然防止」「早期発見」に努め、いじめに対して組織的に対応を行う。
- ・警察や関係機関と連携を図る。

ウ いじめの要因

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な

場面で起こり得る。

- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱いものを攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感上（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの態様（具体例）

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ未然防止・対応マニュアル

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していく。日常から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどの方策を実施する。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないと思われ、さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面

理解に基づく働きかけを行う。また、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、ホームルームや学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくとともに、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などについて、適切に理解した上で生徒を指導する。

ア いじめの未然予防

- (ア) 教員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- (イ) 生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- (ウ) 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され、安心して過ごせる集団作りを進める。
- (エ) 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進級時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- (オ) 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組として、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」「ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモショナル・ラーニングなど心理教育プログラムの推進」「子ども理解支援ツール『ほっと』等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進」等を行う。
- (カ) 「生徒会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施」等により、生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を行う。
- (キ) 「教科指導を通じた人権意識の啓発」「講演会の開催」「ボランティア活動」等により、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を行う。
- (ク) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- (ケ) 「体験活動」「ボランティア活動」等により、生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育む取組を図る。
- (コ) 「ネットトラブルに関する相談体制の充実」「国の生命（いのち）の安全教育資料を活用した授業」等により、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- (サ) 「生徒がいじめ問題について理解を深める活動の実施」「いじめの根絶について生徒会等が主体となった取組」等により、生徒が自主的に行う生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を行う。
- (シ) 「生徒が相談しやすい環境の整備」など、「性的マイノリティ」とされる生徒に対し

て、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、教職員間で組織的な指導を行う。

- (ヌ) 「発達障がいに対する理解を深める取組」「ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための研修の実施」等により、「多様な背景を持つ生徒」について、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、教職員間で組織的な指導を行う。
- (ネ) 「弁護士等の外部専門家を活用した生徒を対象とした講演の実施」等により、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

イ いじめの早期発見

- (ア) 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「日常の生徒観察による変化やサインを見逃さないように、教職員間で情報共有を図る」「SOSの出し方に関する教育の実施」「年間複数回の定期的なアンケート調査及び個人面談の実施」「教育相談体制(カウンセリングチーム)の充実」等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (イ) いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- (ウ) アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施する際、関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

ウ いじめへの対応

- (ア) 「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施」など、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- (イ) 教職員がいじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)を「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報共有を図る。
- (ウ) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (エ) いじめの行為(疑わしいものを含む)を発見した場合、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。その際、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携した取組を行う。
- (オ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることのできる環境の整備に努める。

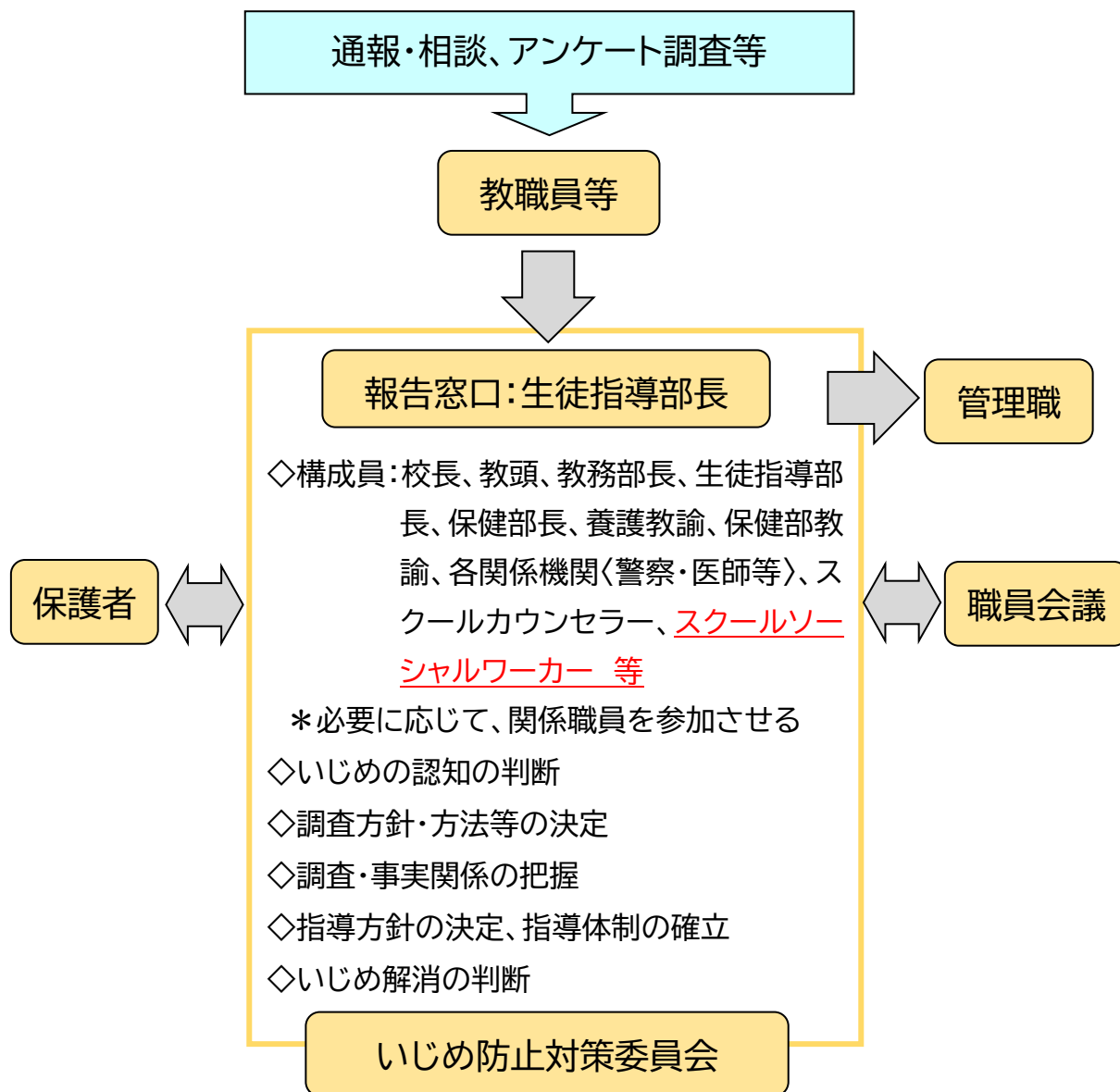
エ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることである。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ・この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- ・学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと認められること。
 - ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 いじめ防止対策委員会によるいじめの対応の流れ



8 いじめの重大事態の対応等について

(1) 定義

いじめ防止対策推進法第28条にあるとおり、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに設置者または本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものと

する。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）

なお、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う必要がある。

(2) 対応

- ・学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。なお、教育委員会はその旨を町長に報告する。
- ・教育委員会が、その事案について調査を行う主体や、調査組織について判断し、調査組織を設ける。
- ・学校及び教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・学校は、いじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。また、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒に対し、状況に合わせた継続的なケア及び支援を行う。
- ・学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。説明の際は、関係者の個人情報等に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査に当たっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校及び教育委員は、たとえ不都合な事態があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(3) 重大事態の発生と調査及び町長による再調査（チャート図）

